



最高裁會
報 第十一號

20 部内第 20 號

昭和二十年三月一日



印應ニ伴フ聲明ニ關スル件

159

一 印カ全面的ニ我カ要求ヲ受諾セル場合

(1) 帝國政府聲明ハ之ヲ行ハス

(2) 必要ニ應シ現地ニ於テ實例ト勸諭ノ上適當當局發表ヲ行フ

ニ印カ我カ要求ニ應セサル場合

別紙ノ趣旨ニ依リ帝國政府聲明ヲ行フ

0927

佛印カ我カ要求ニ應セサル場合ノ帝國政府聲明案

160

帝國ハ印度支那ノ共同防衛ニ關スル佛國トノ約定ニ基キ、終始一貫
印度支那ニ於ケル佛蘭西官憲及軍隊ト協力シ同方面ノ防衛ニ當リ來
レルモ戰局ノ推移ト共ニ佛蘭西出先官憲ノ態度ハ漸次變更ヲ來シ米
英等ノ印度支那政變ニ對シ共同防衛ノ實ヲ示ササルニ至レリ
我カ代表ハ之ニ對シテ果次反省ヲ促シタルモ遂ニ其ノ效ナキヲ以テ
帝國軍隊ハ目前ニ追レル敵ニ對シテ單獨ニ印度支那ヲ防衛セサルヘ
カラサルニ立チ至レリ即チ帝國軍隊ハ印度支那ノ防衛ノ爲敵性官憲

0928

ヲ排除シ我ニ協力スル現地自衛ニハ援助ヲ與ヘ以テ相共ニ協力シテ
所期ノ目的ヲ達セントスルモノナリ

以上ハ軍事上已ムヲ得ス取リタル處置ニシテ且之ヲ其ノ必要ナル最
少限度ニ止ムルモノナリ從ツテ帝國ハ何等印度支那ニ對シテ領土的
企圖ヲ有スルモノニ非ルハ勿論ニシテ東亞侵略ノ勢力ニ對シ其ノ郷
土ヲ防衛セントスル印度支那ノ住民ニ對シテハ有ラユル援助ヲ辭セ
サルヘク久シキニ亘リテ彈壓セラレタル彼等ノ民族的獨立實現ノ要
望ハ大東亞共同宣言ノ趣旨ニ基キ全幅的ニ之ヲ支援スルモノナルコ
トヲ併セテ茲ニ聲明ス